

1.1. 公共施設等の管理に係る方針

①点検・診断の方針

公共施設は不特定多数の利用があるとともに、有事の際の避難施設であり、学校教育施設や福祉施設など、町民の生活を支える施設として、十分な安全性・機能性を有することが求められているものであり、施設の老朽化や劣化による事故等を未然に防ぐとともに、常時健全な状態を維持できるよう、定期的に点検を行い、適切な維持管理に努めます。

②維持管理・更新の方針

対処療法的な修繕から、標準的な修繕周期を踏まえた適切な時期に予防保全としての修繕を行い、効率的な維持管理を実現するため、経常的な修繕と計画修繕を実施します。

公共施設等の更新については、大きな財政負担を要するため、町民をはじめとした利用者の的確なニーズや維持管理の方策等を十分に考慮し、施設の修繕や改修、新設などにあたっては、長寿命化の観点重視した計画や設計を検討していきます。

③安全確保の方針

公共建築物は耐震基準を満たしているため、今後もその機能の維持のための点検等を継続していきます。道路や下水道といったインフラ施設については、施設の新設や付け替え等の際に、耐震性や耐久性の向上を図ります。

また、点検・診断等で危険性が認められた施設については、使用制限等を行い、緊急修繕・更新等や解体撤去など適切な措置を速やかに実施していきます。

④耐震化の方針

本町では公共施設の耐震化を計画的に実施してきました。昭和56年の新耐震基準施行以前に建設した公共建築物については、耐震診断や耐震改修の実施により、概ね耐震化が図られています。なお、一部の小規模施設（木造の物置等）については、未対応となっておりますが、施設の利用状況等や耐用年数を踏まえ、適切な時期に更新を行っていきます。

⑤長寿命化の方針

可能な限り公共施設を長期的に活用するため、老朽化による大規模な不具合が生じた後に修繕等を行う「事後保全」だけでなく、損傷が軽微な段階からの予防的な修繕等で、機能や性能の保持・回復を図る「予防保全」に努めます。

⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設の長寿命化や更新等にあたっては、多様な人々が安全で快適に利用することができるよう、施設や設備のユニバーサルデザイン化に努めます。

なお、公共施設の利用者の構成（高齢者、障がい者、子どもなど）やニーズ、施設の設置目的等を踏まえ、必要に応じてバリアフリートイレの設置などの部分的な改修も計画的に取り組んでいきます。

⑦統合・廃止の方針

公共施設の統廃合については、施設の維持管理費用など財政的な視点からの検討だけでなく、対象となる公共施設の利用実態や設置目的、地域における必要性や施設価値の向上などについても総合的に検討していくこととします。なお、統廃合の検討にあたっては、町民と様々な情報を共有しつつ、各施設の集約・複合・統合・廃止など多様な手法により、町民ニーズを踏まえながら、町民サービス水準の適正確保に努めます。

⑧費用負担の方針

現在、利用料金などを徴収している施設について、その料金の適正水準について継続的に検討し、必要に応じて改定を行います。新市街地区域の整備にあたって新施設などの建設を計画する場合には、国や県からの交付金や補助金などの活用を検討します。

公共下水道については、受益者負担の観点から、適切な使用料金水準を維持し、必要に応じて改定を検討します。

⑨民間活力の活用方針

本町では、一部の施設で指定管理制度（民間事業者への委託による管理）を導入していますが、今後も、公共サービス水準の維持・向上を担保しつつ、制度の適切な運用に努めます。

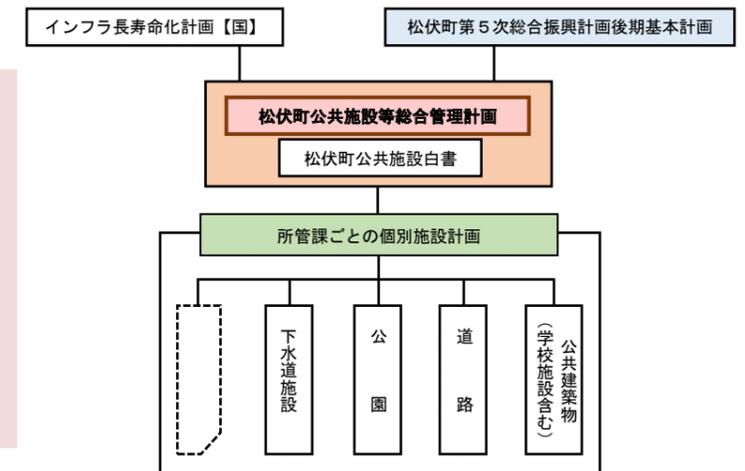
新市街地区域の整備構想をはじめ、町を活性化させるための新施設（公益的施設）の整備構想が具体化した際には、建設や運営にあたって、民間事業者のもつ力を最大限活用していきます。

松伏町公共施設等総合管理計画（令和4年3月改訂） 概要版

1. 計画の位置づけ

松伏町公共施設等総合管理計画は、国が定めている「インフラ長寿命化基本計画（2013年（平成25年）11月策定）」や、2019年（平成31年）3月に策定した「松伏町第5次総合振興計画後期基本計画」等の計画理念を踏まえつつ、町が所有する公共施設等の管理や利活用に関する基本的な方向性を定めるものです。

本計画を踏まえて、施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施していきます。



2. 計画の目的

本計画は、町民に対する公共施設等のサービス水準の維持向上と、財政の健全性の両立を図るため、公共施設等の計画的・効率的な維持管理と更新、新規整備等に関わる基本的な方向性を明らかにすることを目的としています。

3. 改訂の経緯

今回の改訂は、総務省による通達等に基づき、総合管理計画の見直しに当たっての基本的な考え方を踏まえ、見直しに当たって記載すべき事項等を記載するため改訂するものです。

また、令和3年（2021年）3月に策定した「松伏町公共施設等個別施設計画《公共建築物編》」等の内容を勘案した上で改訂を行いました。

4. 計画期間

本計画は、公共施設等の町が所有する資産の維持管理や更新に関わる費用等を、長期的な視点で見据えたうえで作成することから、平成28年度（2016年度）から令和37年度（2055年度）までの40年間を計画期間とします。

なお、今後の社会経済情勢や町民ニーズの変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

5. 対象施設

本計画では、町役場庁舎や町立の小中学校・公民館などの公共建築物等と、公園・道路・橋りょう・下水道・農業水利施設といったインフラ施設を対象としています。

表1 対象施設

公共建築物	行政施設	町役場庁舎・防災倉庫・災害用備蓄倉庫
	学校教育施設	町立小学校・町立中学校・給食センター
	公園内施設	町管理の公園内の便益施設（トイレ等）
	文化施設	公民館及び公民館類似施設・町が管理する各種の集会施設
	スポーツ・レクリエーション施設	町立スポーツ施設
	保健・福祉施設	町が運営する高齢福祉施設・障害福祉施設・保健センター
	子育て支援施設	児童館・学童クラブ・保育所・地域子育て支援センター
	下水道施設（下水道管渠を除く）	汚水中継ポンプ場等
	供給処理施設	農業集落排水処理施設
	その他	バス事業者詰所等
インフラ施設	公園	街区公園・地区公園・総合公園
	道路	一級町道・二級町道・その他の町道
	橋りょう	町道の一部を構成する橋りょう
	下水道管渠等	下水道の管渠・マンホール等
農業水利施設	農業用水路等	

6.対象施設の状況

対象となる公共施設（建物）の保有数の推移は直近6年間の全体で46.88㎡増加しています。施設類型別では、公園内施設、スポーツ・レクリエーション施設、保健・福祉施設で増加しており、いずれも平成26年度末以降に新設された施設となっています。また、対象となる公共施設（インフラ）の保有数の推移は、直近6年間で公園、橋りょう、下水道が増加しており、町道のうち、1級町道と2級町道以外のその他の町道が減少しています。

表2 公共建築物の施設保有量の推移

施設類型	平成26年度末	令和2年度末	増減
行政施設	5,712.46	5,712.46	0
学校教育施設	36,299.15	36,299.15	0
公園内施設	287.60	295.59	+7.99
文化施設	5,610.84	5,610.84	0
スポ・レク施設	1,801.56	1,835.09	+33.53
保健・福祉施設	2,317.86	2,323.22	+5.36
子育て支援施設	2,568.50	2,568.50	0
下水道施設	551.31	551.31	0
供給処理施設	67.10	67.10	0
その他	551.82	551.82	0
合計	55,768.20	55,815.08	+46.88

表3 インフラ施設の施設保有量の推移

施設類型	平成26年度末	令和2年度末	増減
公園	1,700 a	1,723 a	+23 a
町道	263,558m	259,913m	-3,645m
橋りょう	833m	855m	+22m
下水道	97,078m	98,780m	+1,702m
農業水利 (100ha未満)	822.3ha	822.3ha	0ha
	274.9ha	274.9ha	0ha

※公共建築物の増加施設
かがり火公園（トイレ）、町営運動場（トイレ）、保健センター（倉庫）
※インフラ施設の増加施設
かがり火公園

7.公共施設等に関する課題

本町の公共施設等に関する課題は、次のとおり整理することができます。

①人口構造の変化への対応

全国的に少子高齢化が進む中、本町でも同様の傾向がみられ、今後さらに進行していくことが見込まれます。こうした人口構造の長期的な変化に対応しつつ、的確に公共施設等の維持管理や更新などを進めていく必要があります。

②財政状況を踏まえた対応

歳入の伸び悩みと減少、高齢化等による歳出の拡大の両面から、本町の財政状況は厳しい状況にあります。そのため、公共施設等の維持補修や更新については、長期的な財政的見通しをもって管理していくことが重要です。

③施設の老朽化と更新への対応

本町が所有又は借上している施設の一部はすでに老朽化が進行しており、今後、時間の経過とともに施設の老朽化がさらに進んでいくことになります。特にゆめみ野地区等において住宅分譲が行われ、本町の人口が大きく増加した時期等に建設された施設が、将来に一斉に更新時期を迎える可能性があります。こうした現状と将来動向を踏まえて、施設の更新などに適切に対応していく必要があります。

④安全性等の向上への対応

本町の公共建築物は耐震化されていますが、江戸川や大落古利根川に挟まれた本町は、水害への備えもきわめて重要です。多面的な視点から、施設の機能維持と向上に努めていくことが課題です。

⑤効果的な利用推進への対応

利用人数が少ない施設などについては、施設ニーズの実態把握に努めるとともに、設備や運営方法のあり方、アクセス（施設まで至る道路やバス交通などの状況）の状況などについて、総合的な観点から検証する必要があります。その検証結果に応じて、複合的な利用形態への転換や、状況によっては統廃合なども含めた対応の検討が必要となります。

⑥戦略的開発の推進にあたっての十分な留意

新たな公共施設等の建設を行うこととなる場合は、適切な配置や形態、維持管理のしやすさなどへの配慮を行うことが求められ、将来負担の過度な増加を招かないよう、そして、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう留意する必要があります。

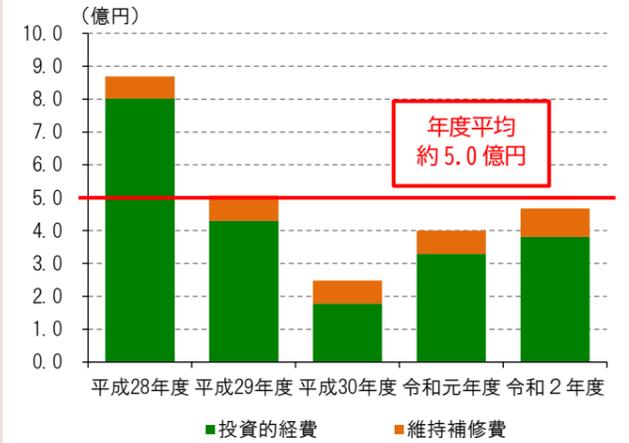
8.現在要している維持管理経費

現在要している公共施設等に関する維持管理経費については、直近5年間の実績による経費の見込み額として、平成28年度（2016年度）から令和2年度（2021年度）までの性質別歳出のうち、「維持補修費」と「投資的経費」の平均値を基に算出します。

なお、「投資的経費」から「公共施設、道路及び橋りょうに係る用地取得費」については除外して算出すると、直近5年間の実績による経費見込み額は約5.0億円/年度となります。

また、2031年度までの今後10年間の維持管理経費の見込みは約49.8億円、2051年度までの今後30年間の維持管理経費の見込みは約149.4億円となります。

図1 現在要している維持管理経費

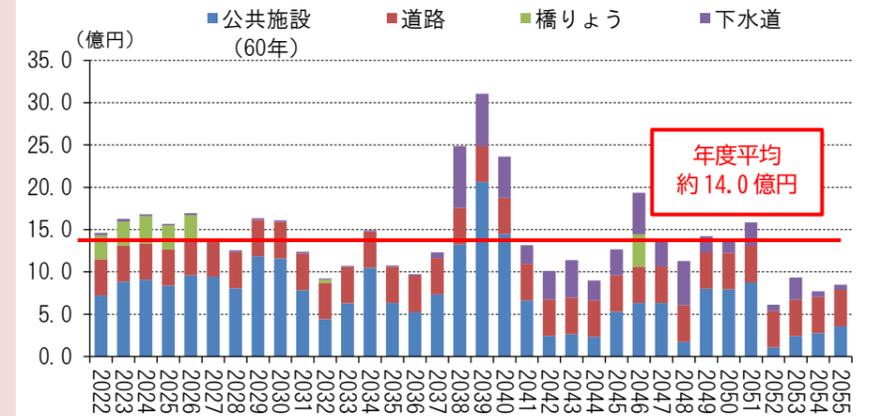


9.施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み

施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込みとしては、公共建築物は、建設後60年、道路は15年、橋りょうは60年、下水道は50年で更新する場合の更新費用をシミュレーションした結果、目標年度の2055年度までに約14.0億円/年が必要となることがわかりました。

このうち、2031年度までの今後10年間の費用の見込みは約151.6億円となり、2051年度までの今後30年間の費用の見込みは約443.2億円となります。

図2 公共施設等の更新費用シミュレーション例



10.長寿命化対策を反映した場合の見込みと長寿命化対策の効果額

公共建築物については、令和3年（2021年）3月に策定した「松伏町公共施設等個別施設計画」によると、長寿命化対策等を実施した場合の費用の見込みは、約1.2億円/年となります。

インフラ施設については、令和2年度（2020年度）までに策定した各種個別施設計画及び長寿命化計画によると、長寿命化対策等を反映した場合の費用の見込みは、合計で約0.91億円/年となります。

なお、これらの個別施設計画によると2031年度までの今後10年間の費用の見込みは約27.1億円、2051年度までの今後30年間の費用の見込みは約69.9億円となります。

図3 今後10年間の長寿命化対策の効果額の見込み

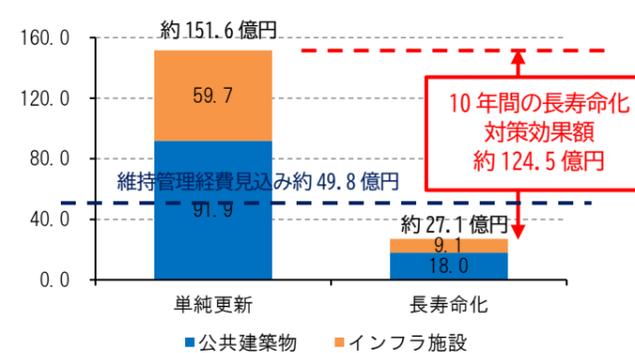


図4 今後30年間の長寿命化対策の効果額の見込み

